8　「昼間熱源機冷却消費電力量」とは、別表２に規定された定格冷却温度条件で、熱源機と蓄熱槽が直列に接続されて運転された時に消費する電力を積算したものをいう。

9　「日量蓄熱利用冷房効率」とは、日量蓄熱利用冷房能力を日量蓄熱利用冷房消費電力量で除した値をいう。

10　「日量蓄熱利用冷房能力」とは、氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーが別表１に規定された一定の定格冷房蓄熱温度条件で、最大10時間蓄熱運転した後、別表１に規定された一定の定格冷房温度条件で、蓄熱利用冷房時間、蓄熱利用冷房運転する間に室内から除去する熱量を積算したものをいう。

11　「日量蓄熱利用冷房消費電力量」とは、氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーが別表１に規定された一定の定格冷房蓄熱温度条件で、最大10時間蓄熱運転した間に消費する電力、及び別表１に規定された一定の定格冷房温度条件で、蓄熱利用冷房時間、蓄熱利用冷房運転する間に消費する室外機の電力を積算したものをいう。

別表３　冷房の成績係数

区　　分	成　績　係　数
氷蓄熱ユニット	2.2
氷蓄熱式パッケージエアコンディショナー	3.0

空調用機器	ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機	【判断の基準】 ①冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。 ②成績係数が表１又は表２に示された区分の数値以上であること。

備考）1　本項の判断の基準の対象とする「ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機」は、定格冷房能力が28kW以上のものとする。

表１　ＪＩＳ適合機種

区　　分	期間成績係数（ＡＰＦ）
冷房能力が28kW以上35kW未満	1.67以上
冷房能力が35kW以上	1.86以上

1　期間成績係数（ＡＰＦ）の算出方法は、ＪＩＳ　B8627―１による。

表２　ＪＩＳ適合外機種

区　　分	一次エネルギー換算成績係数（ＣＯＰ）
冷房能力が28kW以上67kW未満	1.33以上
冷房能力が67kW以上	1.23以上

1　一次エネルギー換算成績係数の算出方法については、次式による。また、定格周波数が50ヘルツ・60ヘルツ共用のものにあっては、それぞれの周波数で測定した数値により算定した数値のうち小さい方の値とする。

COP＝（Cc／（Egc＋Eec）＋Ch／（Egh＋Eeh））／２

COP　：一次エネルギー換算成績係数

Cc　：冷房標準能力（単位：kW）

Egc　：冷房ガス消費量（単位：kW）

Eec　：冷房消費電力（単位：kW）を１kWhにつき9,760kJとして１次エネルギーに換算した値（単位：kW）

Ch　：暖房標準能力（単位：kW）

Egh　：暖房ガス消費量（単位：kW）

Eeh　：暖房消費電力（単位：kW）を１kWhにつき9,760kJとして１次エネルギーに換算した値（単位：kW）

2　冷房標準能力、冷房ガス消費量、暖房標準能力及び暖房ガス消費量については、ＪＩＳ　B8627―２又はB8627―３の規定する方法に準拠して測定する。

3　冷房消費電力、暖房消費電力については、室外機の実効消費電力とする。

空調用機器	送風機	【判断の基準】 ○高効率モーターが使用されていること。

備考）1　高効率モーターは、ＪＩＳ　C4212高効率低圧三相かご形誘導電動機とする。

2　適用範囲は、定格電圧200Ｖの三相誘導電動機を用いる空調用及び換気用遠心送風機とする。ただし、電動機直動式及び排煙機は除く。

空調用機器	ポンプ	【判断の基準】 ○高効率モーターが使用されていること。

備考）1　高効率モーターは、ＪＩＳ　C4212高効率低圧三相かご形誘導電動機とする。

2　適用範囲は、定格電圧200Ｖの三相誘導電動機を用いる空調用ポンプのうち、軸継手により電動機とポンプ本体を直結した遠心ポンプとする。

配管材	排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管	【判断の基準】 ○排水用又は通気用の硬質のポリ塩化ビニル管であって、使用済みの硬質のポリ塩化ビニル管を原料として、その使用割合が製品全体における重量比で表に示された区分の数値以上であること。 【配慮事項】 ○製品使用後に回収され、再生利用されるための仕組みが整っていること。

備考）1　判断の基準は、敷地内の排水設備で、屋内の排水管・通気管及び屋外の排水管に硬質のポリ塩化ビニル管を用いる場合の無圧配管においてのみ適用する。

2　「使用済みの硬質のポリ塩化ビニル管」は、ＪＩＳ　Q14021の7.8.1.1ａ）2)「ポストコンシューマ材料」の定義による硬質のポリ塩化ビニル管または継手類とする。

表　重量比

管　の　区　分	重量比
三層管	30%
単層管	80%

1　三層管は、ＪＩＳ　K9797及びＪＩＳ　K9798とする。

2　単層管は、使用済みの硬質のポリ塩化ビニル管を原料としたものであってかつＪＩＳ　K6741の規格を満たした排水・通気用の管（使用済みの硬質のポリ塩化ビニル管を原料としたものであることが容易に判別でき、かつ書面にて確認できるもの）、及びＡＳ58とする。